

1 愛知県の率先的行動に関する経緯等

愛知県の率先的行動に関する経緯等

平成 24 年 4 月 12 日・・・資料

長良川河口堰庁内検討チーム 設置（構成：県庁内 7 部局 10 課）

平成 24 年 5 月 14 日・・・資料

愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会 設置（構成：専門家 10 名）

平成 24 年 6 月 14 日・・・資料

第 1 回 検討委員会開催

庁内検討チーム 作業チームの説明

平成 24 年 8 月 3 日・・・資料

第 2 回 検討委員会開催

利水チームの検討事項（伊藤委員資料）

長良川河口堰庁内検討チーム設置要綱

(目的)

第1条 長良川河口堰検証プロジェクトチーム報告書に係る諸課題等に関し、県関係部局で検討を行うため、長良川河口堰庁内検討チーム(以下、「庁内検討チーム」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 庁内検討チームは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

(1) 長良川河口堰検証プロジェクトチーム報告書に係る諸課題の検討

(2) その他庁内検討チームの運営に必要な事項に関すること

(構成)

第3条 庁内検討チームは、地域振興部水資源監及び別表に掲げる関係課の課長をもって構成する。但し、検討を進める上で必要が生じた場合は関係課を追加できるものとする。

(運営)

第4条 庁内検討チームの座長は、地域振興部水資源監をもって充てる。

2 会議は、座長が召集する。

3 会議の議事に関し、必要な事項は座長が定める。

4 検討事項のうち、「愛知県水資源開発調整会議」の審議事項に該当する事項については、庁内検討チームにおける検討結果を、同会議に諮るものとする。

5 座長が会議に出席できない場合は、座長の指名した者がその会議において座長の代理を務める。

(作業チーム)

第5条 庁内検討チームにおいて審議する事項をあらかじめ検討するため別表に掲げる関係課班長級で組織する作業チームを設置する。

2 作業チームは、検討事項の内容に応じ、別表に掲げる関係課のうちから、その都度、関係者をもって構成するものとし、座長が召集する。

(庶務)

第6条 庁内検討チームの庶務は、地域振興部土地水資源課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討チームの運営その他必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成24年4月12日から施行する。

(別表)

長良川河口堰庁内検討チームの構成

関係課名	
地域振興部	土地水資源課
環境部	水地盤環境課
健康福祉部	生活衛生課
産業労働部	産業立地通商課
農林水産部	農業経営課
	水産課
	農地計画課
建設部	河川課
企業庁	水道計画課
	水道事業課

愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 県民にとって最適な長良川河口堰の運用のあり方について、専門的見地からの知見を充実するため、愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、知事が委嘱する別表に掲げる委員をもって構成する。

(座長等)

第3条 委員会に座長を置く。

2 座長は委員会を統括する。

3 座長に事故あるときは、委員の互選により座長代理を選出する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 専門的見地からの知見の集約・整理

(2) 長良川河口堰庁内検討チームとの意見交換

(3) その他委員会の運営に必要な事項

(チーム)

第5条 委員会に利水チーム、塩害チーム、環境チームを設けるものとする。

2 各チームにリーダーを置く。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、愛知県地域振興部土地水資源課において処理する。

(附則)

この要綱は、平成24年5月14日から施行する。

別表

全体総括	小島 敏郎	青山学院大学国際政治経済学部教授 愛知県政策顧問
利水チーム	伊藤 達也	法政大学文学部 教授
	蔵治 光一郎	東京大学演習林 生態水文学研究所長 准教授
	富樫 幸一	岐阜大学地域科学部 教授
塩害チーム	今本 博健	京都大学 名誉教授
	藤井 智康	奈良教育大学教育学部 准教授
	大橋 亮一	長良川漁師
環境チーム	山口 正士	ルミナス・ヒムカ水生生物研究所(元琉球大学教授)
	向井 貴彦	岐阜大学地域科学部 准教授
	村上 哲生	名古屋女子大学家政学部 教授

座長 リーダー

長良川河口堰庁内検討チーム 作業チーム 一覧表

区分	検討課題	地域振興部	環境部	健康福祉部	産業労働部	農林水産部		建設部	企業庁		
		土地水資源課	水地盤環境課	生活衛生課	産業立地通商課	農業経営課	水産課	農地計画課	河川課	水道計画課	水道事業課
率 先 的 検 討	水道用水の安定供給を確保しつつ行う知多半島の水道水源の切り替え										
	福原輪中についての塩害防止に関する調査										
	水道水の安定供給システムに関する検証とその結果を踏まえた愛知県の水需給バランス及び湯水リスクの見直し										
	工業水道・上水道企業会計適正化										
	愛知県・名古屋市での節水努力の呼びかけ										
	愛知県内の農業用水の取水実態及び使用実態の調査										
積み残された課題について											

は班長

積み残された課題については、検討課題にあわせて関係部局を追加する。

2012年8月3日

文責：伊藤達也（法政大学）

合同会議準備会に向けた愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会利水チームの検討事項

1. 利水チームの行うべきこと

利水チームが準議会に向けて行うべき準備は、「開門調査に伴って現状変更が想定される事項に関して、その影響を探るとともに、影響がある場合、それを最小限にする策を考えること」である。

2. 開門に伴って現状変更が想定される事項

愛知県水道（長良導水）
三重県水道（中勢水道）
北伊勢工業用水（長良川自流）
長良川用水（農業用水）
その他（桑名市長島町（水道・かんがい・水路維持） 福原用水（かんがい））

このうち、と（福原用水）について率直的検討事項とする。

～（長島町）については、利水チームでも検討を行うものの、具体的なデータ取得、検討は合同会議での検討事項と考えている。

3. 利水チームの具体的検討事項

過去のフルプラン、特に2004年改正の精査

2015年に目標年次を迎えるフルプランの次期改正を見通した需要予測

異常渇水対策の検討（木曾川水系河川整備計画の修正）

例）正常流量の設定、農業用水の扱いへの問いかけ

知多半島の水源転換に関する検討

- ・河口堰の開門のためには、堰直上流の長良導水の取水を停止することが必要。
 - ・県営水道供給事業の尾張地域（名古屋市給水区域を除く）については、愛知用水と木曾川総合用水で間に合う程度の日最大給水量である。
 - ・木曾川総合用水事業で遊休化している名古屋臨海工業用水道分に再転用することは可能。
 - ・水利権の転用手続きは必要となる
- 福原輪中の塩害防止に関する検討
農業用水の取水実態と節水可能性に関する検討
河川維持流量を用いた異常渇水対策の可能性に関する検討
地下水を用いた異常渇水対策の可能性に関する検討
節水型水利用システムと公営企業経営の両立に関する検討